

# 小田原市立国府津小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月31日策定  
平成27年4月 1日改定  
平成28年12月 1日改定  
平成29年12月12日改定  
平成30年5月25日改定  
令和2年4月 1日改定  
令和5年4月10日改定  
令和6年4月12日改定

## はじめに

### 1 基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) いじめに対する基本認識
- (3) いじめ対策の基本理念
- (4) いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方
  - ア いじめの未然防止
  - イ いじめの早期発見
  - ウ いじめの早期対応
  - エ いじめの解消
  - オ 家庭との連携
  - カ 関係機関との連携
  - キ 地域との連携

### 2 いじめ防止等対策のための組織の設置及び具体的な取り組み

- (1) 組織の設置
- (2) 組織の構成員
- (3) 組織の役割
- (4) 年間計画 別紙「いじめ防止指導年間計画」

### 3 重大事態への対処

- (1) 重大事態
- (2) 重大事態発生の調査・報告
- (3) 児童、保護者への情報提供
- (4) フローチャート 別紙「いじめ事案への対応フロー図－①・②」

### 4 その他

# 小田原市立国府津小学校いじめ防止基本方針

○はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対許されない人権侵害である。また、いじめは、いつ、どこでも、どの子どもにも起こり得るという基本的認識のもと、日常的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。本校の児童が楽しく、安心して、豊かな学校生活を送ることができるよう、保護者・地域・関係機関が一体となって、いじめのない安心・安全な学校づくりの推進を目的として、「国府津小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 基本的な考え方

### (1) いじめの定義

＊「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、県の「神奈川県いじめ防止基本方針」「小田原市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめについて次のように定義する。

**児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

また、個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立つて行うことが必要である。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

### (2) いじめに対する基本認識

- ① いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- ④ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級等の所属集団の構造上の問題でもある。
- ⑤ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑥ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

### (3) いじめ対策の基本理念

- ① 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、学校・家庭・地域全体で共有する。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組む。
- ② 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守る。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体が連携して取り組む。

- ③ 学校は、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。
- ④ 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教える。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組む。
- ⑤ 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進める。

#### (4) いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

- ① 学校、学級内で児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- ② 学校、学級内にいじめや差別を許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ③ 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ④ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級・学年経営を充実する。
- ⑤ 児童一人ひとりの変化に気づく感覚や、児童・保護者に寄り添う姿勢をもつ。
- ⑥ いじめを早期に発見し、組織として一貫した対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑦ いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

#### ア いじめの未然防止

いじめの未然防止等は、その大前提として、本校のめざす子ども像の一つである「美しい心」と具体的な子どもの姿について、すべての教職員が次に示す内容を共通理解したうえで取り組む。

- 他者と協調し、他者を思いやる心⇨「自己有用感」  
「人の役に立った」「人から認められた」「人から感謝された」と思える子
- 自分を好きになれる素直な心⇨「自己肯定感」  
「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える子
- 自分を支え、自分と関わる、ひと・もの・ことに感謝する心  
気持ちのよいあいさつができ、「ありがとう」が言える子

##### (ア) 毎日の授業

- a 学習の基本的な構え
  - (a) 楽しく、そして気持ちよく学習を進めるために、先生や友だちに丁寧な言葉遣いを心がけることや人に迷惑をかけないことなどを指導する。
  - (b) 落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢・態度、集団行動等の学習規律を守らせる。
- b 楽しい授業・わかる授業づくり
  - (a) 児童一人ひとりの実態や習熟度などを踏まえ、それぞれの課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の習得を図る。
  - (b) グループ学習やペア学習などの活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- c 校内研究
  - (a) 言語活動の充実に向けて、全教科・領域において具体的な手立てを工夫し、「自ら学び、思いや考えを伝え合い、高め合える児童」を育成する。

##### (イ) 特別の教科 道徳

- a 思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった、命を大切にする

心を育む。

- b 児童の自己有用感・自己肯定感を含めた自尊感情を高める。
- c 相手の心情を考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- d いじめの構造やいじめ問題の対処など、「いじめ問題」についての理解を深める。
- e 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や感謝の心などを育てる。

(ウ) 特別活動

a すべての教育活動を通して

(a) 望ましい人間関係を築く：

よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。

いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる。

(b) 学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）：

学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施し、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導する。

b 学級活動を通して

(a) 話し合い活動の充実：

学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また、違いや多様性を認めて、合意形成できる力を育てる。

(b) 係活動の充実：

学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織を作るなどの自主的な活動を行うことにより、自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

c 児童会活動を通して

(a) 委員会活動の充実：

自ら楽しく豊かな学校の生活を創り上げるとい課題意識を持ち、指示を待つのではなく、自分たちで問題を見つけたり、話し合ったりして解決できる力を育てる。

(b) 縦割り班活動の充実：

上学年では、リーダーシップや思いやりの心、下学年では、上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

d クラブ活動を通して

(a) 共通の興味・関心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

e 学校行事を通して

(a) 自主性・協調性の育成：

児童のアイディア・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。各行事で成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

(b) 体験活動の充実：

公共の精神を養い、集団活動を行う際に必要な、生きて働く知恵や技能を身に付ける。

(c) 家庭や地域との連携：

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童が生き生きと学習したり、生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

f 児童の実態把握を通して

- (a) 日常観察や指導を通し、児童一人ひとりの特性や人間関係などの実態を把握するとともに、ソーシャルスキルトレーニングなどの人間関係能力を向上させる活動に取り組むなどし、よりよい学級経営に努める。

(エ) その他

- a いじめの未然防止に向け、家庭や学校において、児童の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「命を大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育む。
- b 児童一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。
- c いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、様々な場面でストレスに適切に対処できる力を育む。
- d 特に配慮が必要な児童（＊）に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ＊発達障害を含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、外国につながる児童、性同一障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童など。
- e 家庭、関係機関、地域住民等と連携を図り、地域ぐるみでいじめの防止等に取り組む。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめの早期発見に向け、教職員が日ごろから、児童の表情や態度のわずかな変化を見逃すことなく、気になる点があれば些細なことでも情報交換し、適切な対応ができるよう教職員の資質・能力の向上を図る。
- (イ) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、**子どもの感じる被害性＊**に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

**＊子どもの感じる被害性：**

いじめられていてもいじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要がある。

- (ウ) 定期的ないじめアンケート調査（５、１１、１月の年間３回）や学校評価アンケートなどを活用し、常に児童の状況を把握（＊）するとともに、児童が困ったときに相談しやすい体制や環境、雰囲気作りに努め、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応する。

＊児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を報告することは、該当児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

- (エ) 家庭訪問や教育相談などを通して、保護者との情報共有を行い、いじめの実態把握に努めるとともに、スクールカウンセラー、ハートカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携・協力を図る。
- (オ) いじめはさまざまな場所・場面で起こることを踏まえ、地域・家庭に対していじめに

関する啓発を行い、教職員、保護者、地域の人たちが児童を見守り、育てる意識を持つように働きかける。

## ウ いじめの早期対応

- (ア) いじめには、チームで組織的に対応する。校内においては、児童指導支援委員会（いじめ防止対策委員会）が早期対応にあたり、特定の個人が情報を抱え込まないように、組織としてきめ細かく対応していく。
- (イ) いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (ウ) いじめの加害児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることについて、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する（\*）ことも検討する。  
また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童の保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。  
\*例えば、好意から行った好意が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も検討する。
- (エ) いじめに間接的に加担した児童、いじめを傍観者として見聞きしたような児童、いじめに無関心な児童についても、いじめを許さない集団づくりについて話し合わせ、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導する。

**【いじめの五層構造：1 被害者 2 加害者 3 観衆（はやし立てたり、おもしろがって見ている） 4 傍観者（見て見ぬふりをする） 5 無関心者（いじめがあった事実についてさして知らない。しかし、ケースによっては、やむを得ない場合もある。）**

- (オ) 事実関係や調査結果を迅速かつ正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応方法などについて連携・協力していく。
- (カ) 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身および財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応をする。特に重大な事案については、警察・児童相談所・青少年センター・小田原市教育委員会等、関係機関との連携を図る。

## エ いじめの解消

- (ア) いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することも可とする。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- (イ) いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導する。
- (ウ) 学級担任は、学級等の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導する。
- (エ) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態\*と判断とすることはできない。

いじめが解消している状態と判断した場合であっても、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。

**\* いじめが「解消している」状態**とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- a いじめに係る行為の解消：いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- b いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと：いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## オ 家庭との連携

- (ア) 子ども一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切にすること」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携する。
- (イ) いじめを受けた子どもに対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安心で安全な学校生活が送れるよう適切な助言や支援を行う。
- (ウ) いじめを行った子どもに対しては、毅然とした態度で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行う。

## カ 関係機関との連携

- (ア) いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関と協力し、対処する。
- (イ) 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する。
- (ウ) 「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との連携の強化を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整える。

## キ 地域との連携

- (ア) いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、塾や習い事、スポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応する。
- (イ) いじめを未然に防止するため、日頃から子どもが多様な価値観を持つ大人たちとさまざまな機会を通じて接し、大人たちから認められているという思いを得られるような体験活動等を推進する。
- (ウ) P T Aや地域の関係団体等と連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すよう努める。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び具体的な取り組み

### (1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するために児童指導支援委員会を常設する。また、定例打ち合わせ会前に、いじめ事案を含めた児童指導関係の情報共有の場を設定する。

### (2) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、総括教諭、児童指導担当、学年代表、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターとするが、協議する内容や対応に応じて、構成員は柔軟に定める。また、定例打合せ会前の情報共有は全職員とする。

また、重大事態発生時には、事案に応じて、「いじめ緊急対応チーム」を招集する。その際は、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えるなどする。

### (3) 組織の役割

いじめの未然防止や早期発見、早期対応・早期解決に関する取り組みの中核的な役割を担うものとし、原則として、年に5回開催する。定例打合せ会前の情報共有は原則、毎週月曜日とする。主な役割は、次のとおりとする。

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成および進行管理
- ③ いじめに関する教職員研修等の実施
- ④ いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ⑤ いじめに関する通報および相談への対応及びいじめや問題行動等に係る情報の収集
- ⑥ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ⑦ いじめ事案に係る情報の収集および事実確認のための調査及び記録と情報の共有
- ⑧ いじめを受けた児童・行った児童に対する保護および支援ならびにその保護者との連携
- ⑨ 在校生やその保護者に対する情報提供等

※定例打合せ会前の情報共有は、いじめ事案を含めた児童指導上、気になる事案について扱う。  
必要に応じて緊急に児童指導支援委員会を開催する。

### (4) 年間計画 別紙「いじめ防止指導年間計画」参照

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態

○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対処する。

- ① いじめを受けていた児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
  - ・自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、その

目安にかかわらず、重大事態として対応する。)

○児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て（＊）があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等にあたる。

＊児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある。

## （２）重大事態発生時の調査・報告

①発見者→担任→学年代表→児童指導担当→教頭→校長

重大事案発生時は、迅速かつ臨機応変に対応するとともに、児童指導支援委員会（いじめ防止対策委員会）を開催し、事案に応じて「いじめ緊急対応チーム」を招集して対応する。

②校長→小田原市教育委員会

該当事案の調査を行う主体等について、小田原市教育委員会の判断を仰ぎつつ、指導助言を受ける。

ア 学校が調査主体となる場合

- ・「いじめ防止対策委員会」による調査体制を整える。（調査・対応など）
- ・事実関係を明確にするため、被害児童、保護者、関係児童、加害児童等への聞き取りを行い、情報の収集・記録・共有を行う。
- ・小田原市教育委員会に調査結果を報告する。
- ・小田原市教育委員会の指導助言を受け、必要な措置をとる。

## （３）児童、保護者への情報提供

- ・経過報告を含めて、適時・的確に情報提供を行う。その際、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮する。

## （４）調査結果の公表

・いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童その保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととする。

## （５）フローチャート 別紙「いじめ事案への対応フロー図ー①・②」参照

## ４ その他

（１）いじめの実態把握及び適切な措置を行うため、「国府津小学校いじめ防止基本方針」については、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、次のように公表・点検・評価・改善を行う。

- ① 学校ホームページにおいて、「国府津小学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ② 毎年度、校内において、いじめに関するアンケートの調査・集計・分析などを行い、適切に対応する。

- ③ 毎年度、教職員・児童・保護者及び学校評議員などの学校関係者の協力を得て、いじめ問題の取り組みなどについて評価する。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づいて、「国府津小学校いじめ防止基本方針」の見直しと改善を図る。
- (2) 特に、いじめの加害者及びその保護者等が、いじめの起こった原因を被害者の性格や言動等に言及するような場合は、事実に基づいて適切に指導する。

**\*関係する専門機関**

○小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原警察署内 電話 3 2 - 0 1 1 0

○神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 7 3 5 8

○小田原児童相談所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 8 0 0 0 (代)

○小田原市青少年相談センター

小田原市城山 4 - 2 - 1 1 電話 2 3 - 1 4 8 2

○小田原市教育委員会 教育指導課 相談電話

小田原市荻窪 3 0 0 小田原市役所 5 階 電話 3 3 - 1 7 2 9